平成３０年（フ）第３８号
福岡県久留米市北野町十郎丸2272番地１
債務者　野口　節子
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６号
宮崎県日南市上平野町３丁目３番地６カーサ・クラレ103号
債務者　河野　**龍**也
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成３０年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市清和３丁目15番40号
債務者　渡口　朝美
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目42番20号　松山コーポ101号
債務者　斉野謙一郎
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１６号
鹿児島県指宿市西方318番地　県営大園原団地533
債務者　坂本　吉正
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第８０号
千葉県松戸市三矢小台５丁目17番地の９　セントラルハイツ202号
債務者　田中　絵美（旧姓奥野）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８２号
千葉県流山市江戸川台西４丁目58番地の１　パークサイド103
債務者　森　まさ子
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０２号
千葉県野田市尾崎292番地の２（モンシェリー尾崎103）
債務者　橿渕　雅幸
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２６号
神奈川県厚木市旭町５丁目36番221号、前住所神奈川県厚木市旭町５丁目36番212号
債務者　溝呂木寛子
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第６号
広島県福山市千田町３丁目25番17号　アーバンハイツ小松Ｃ103
債務者　前原　姫子（旧姓新谷）
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１４号
広島県福山市沼隈町大字草深232番地
債務者　舟守不二生
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２２号
広島県福山市西深津町１丁目２番２号
債務者　山田　勇輝
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２７号
広島県福山市千代田町１丁目４番24―203号
債務者　研山　清美（旧姓秋山）
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２８号
広島県府中市高木町534番地１　河村アパート
債務者　阿草　　悟（旧姓市川）
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６８１号
神奈川県小田原市栢山1918番地　清風館206
債務者　白池　淳子
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4351番地10　ヴィバーチェ開成305
債務者　大槻　　武
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０２号
神奈川県中郡大磯町東小磯931番地13
債務者　藤巻　俊之
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部